

草津市立社会体育施設等をご利用になる方へのお願い

○新型コロナウイルス感染防止の為、以下の場合は、利用を控えてください。

- ・体調がよくない場合（発熱、咳などの風邪の症状がある場合）
- ・同居家族や身近な人に感染が疑われる方がいる場合。
- ・過去14日以内に入国し観察期間が必要である場合。

○マスクを着用してください。

- ・受付時、着替え時等のスポーツを行っていない時や会話時に着用。

○こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒をしてください。

○他の利用者、施設管理者との距離（2m程度）を確保してください。

○観覧席および会議室・控室は利用定員の50%以下の利用としてください。

○利用中に大きな声での会話、声援を控えてください。

○タオルや飲み物を他の人と共用しないでください。

○練習前後も3密を避けて会話は控えめにし、マスクを着用してください。

- ・更衣室に多くの方が一度に入室しないように交代で利用してください。

○練習内容や位置取りを考え、他の人の呼気の影響を避ける工夫をしてください。

○換気をこまめに行ってください。

- ・窓や扉を常時開放している場合がありますので、ご理解をお願いします。

○6月1日以降に利用の申請をされた場合は、通常の還付の取扱いとなります。

- ・コロナ感染防止を原因とする利用料の全額還付の取扱いは5月31日で終了とします。但し、5月31日以前に申込みを終了している場合は、6月14日まで取扱いの延長をします。

○感染者発生の場合に参加者情報（氏名連絡先等）の提出をお願いする場合がありますので、参加の有無等の記録を残しておいてください。

○利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に速やかに濃厚接触者の有無等について報告してください。

ご不便をお掛けしますが、新型コロナウイルス感染防止のために皆様のご理解とご協力をお願いいたします。なお、滋賀県内の感染者発生状況の変化により、追加のお願いをする場合がありますのでご留意ください。